

第3回米子市下水道事業運営審議会 会議録

○開催日時 令和7年11月13日（木） 午後1時30分から午後3時30分
○開催場所 米子市上下水道局 大会議室（3階）

○出席者

委員（敬称略・順不同）

深田 美香、港 英明、河本 六美、木村 昭代、先灘 達也、鷺見 渉
徳岡 広昭（欠席者 青砥 美咲、生田 貴一、長田 朱里）

米子市上下水道局

下関上下水道事業管理者、石田副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長
兼営業課長、山崎副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、
羽柴経営企画課長補佐兼財務担当課長補佐、本池下水道整備課長補佐兼管路整備担当課
長補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課担当課長補佐、伊藤下水道整備
課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐
(事務局) 白須総務課総務担当課長補佐、津村調整官、森井総務課係長

○日程

2 議事

- 1 第2回審議会概要について
- 2 令和6年度下水道事業会計決算状況について
- 3 下水道事業の財政見通しについて
- 4 使用料の試算について
- 5 米子市生活排水対策方針について

3 その他

○公開又は非公開の別 公開

○傍聴者数（報道関係を除く） 0名

○会議資料の有無 有

○会議の成立要件 委員10名中7名出席（会議成立）

○お問合せ先

米子市上下水道局 総務課総務担当 【電話】0859-32-6112

議事1 第2回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

(事務局)「資料R7-16」参照

8月28日に開催した第2回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について、資料R7-16をもとに確認した。

議題2 令和6年度下水道事業会計決算状況について

(事務局)「資料R7-17」参照

○収益的収支（1年間の営業活動に関する収入支出）

1. 収益的収入

合計は税抜きで55億1,575万円となり、前年度より6,245万8千円増加した。増加した主な要因は、営業収益での下水道使用料と一般会計繰入金が増加したことによるもの。使用料収入は下水道整備区域の拡大に伴う新規接続に加え、令和6年度は大口の使用者の新規接続があったことから増加した。また、一般会計繰入金は、繰出対象となる維持管理経費や減価償却費が増加したことによる。

収入確保の取り組みとしては、使用料の収入について、これまでに滞納の累積防止や収入収納率向上の取組みを行っており、特に令和6年度からは、水道料金と全ての下水道使用料の徴収一元化及び民間委託を開始し、水道料金と下水道使用料の一括徴収を行い、効率的効果的な徴収を図った。それらにより徴収率も上がった。また、普及員が各戸訪問をすることによる水洗化率の向上なども引き続き努めた。

2. 収益的支出

合計は税抜きで53億5,642万2千円となり、前年度より4,509万5千円減少した。減少した主な要因は、営業費用では物価高騰による委託料などの増加があった一方で人件費や補修工事請負費が大きく減少したことが挙げられる。人件費については、職員数を9名削減したことにより、約2,900万円減少した。工事請負費については、各年度で予定する工事規模の違いや実施時期の見直しにより、約4,000万円減少した。また、営業外費用では企業債の支払利息が減少した。

令和6年度分の純利益は、税込で3億3,016万5千円、税抜きで1億6,932万8千円となった。当初は税抜きで純損失が生じる見込みだったが、見込みよりも使用料収入が増加したこと、支出が抑えられたことにより、純利益に変わった結果となった。

○資本的収支（下水道施設の建設費など、資産に関する収入支出）

3. 資本的収入

合計は税込で42億4,371万4千円となり、前年度より5億3,395万9千円減少した。主に企業債の借入れや国県の補助金が支出の建設改良費の減に伴い減少した。

4. 資本的支出

合計は税込で60億5,111万5千円となり、前年度より5億3,209万1千円減少した。主な支出は建設改良費や企業債の償還金等があり、前年度に比べると、主に建設改良費は、工事請負費や人件費（1名分）の減により減少した。

収入のうち前年度支出に充当した額を当年度の資本的収入から除き、そこから資本的支出を引いたものが、差し引き不足額となる。それが令和6年度は20億430万1千円で、5. 資本的収入不足額補填に記載をしている内容で補てんをしている。

5. 資本的収入不足額補填

損益勘定留保資金は、収益的収支にある減価償却費などの実際に現金を支出しない費用により、内部に留保されている資金のこと。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、公営企業が消費税の最終負担者ではないため、消費税に相当する金額を調整する必要があり、その調整額のこと。消費税は仮受消費税（受け取った収入の消費税分）と仮払消費税（支払った費用の消費税分）の差額で納付もしくは還付になる。この消費税の計算は収益的支出と収支と資本的収集一括して計算し、収益的収支で執行するため、資本的収支上では消費税の差し引き額が反映されていない。資本的収支単独で還付がある場合は、内部留保資金となり、資本的収支の不足額の財源とする。

当年度同意済企業債の未発行分は、当年度の工事に対して借り入れる企業債のうち、借入日が翌年度になったものである。

議題3 下水道事業の財政見通しについて

（事務局） 「資料 R7-18～R7-21」 参照

資料R7-18は、令和7年10月現在で改めて使用料対象経費と財源の見込みを積算したもので、使用料を改定しなかった場合の数値となっている。財源不足額は、使用料対象経費に対して財源が不足する額をマイナスで表記している。今回検討する3年間（令和9年から11年度）は約1億7,000万円から2億3,000万円、令和15年度には約6億円以上の財源不足額が生じる見込みとなっている。前回の審議会での見込み額から変わった主な点は、令和6年度の数値を予算額から実績額に変更している。また、八尾市の陥没事故を受け、下水道管路の全

国特別重点調査をした結果、本市にも応急措置が必要とされる箇所があることが判明し、その補修工事や詳細な調査にかかる費用を前回の資料（R7-13）の見込みに加えた。

資料 R7-19 は、この資料 R7-18 の表に対応する形で、使用料対象経費と財源の推計内容について記載したもの。推計方法については、全国特別重点調査による管渠の応急措置に係る費用を加え、施設再構築によって減少すると見込まれる汚泥処理の委託料を減額した以外は、令和 6 年度の経営戦略における収支計画に基づくものから変更はないが、推計額としては資本的収支の建設改良費が増額したことによる影響で備考欄に記載のとおり、増加しているものがある。

財源のうち「その他」の項目について、令和 8 年度のみ推計額が少なくなっている理由について前回の審議会で質問があった。「その他」は主に手数料や他市町村からの負担金国県の補助金、一般会計からの負担金、雑収益などがあり、収益的収支で補助金対象となる工事について、現在のところ令和 7 年度までの見込みとなっていること、一般会計から的人件費分の負担金が令和 9 年度から新たに生じるためである。一般会計の人件費分というのは、上下水道事業の組織統合により、公営企業の全部適用となったことに伴い、それまで一般会計から支出していた人件費について、一旦下水道事業から支払いをし、2 年後に一般会計から負担金として収入されるものになる。

資料 R7-20 の財源不足の比較表は、前回の審議会の資料から令和 6 年度の決算を反映し、10 月時点での見込額に変更したもの。現行という欄の上段が各年度の財源不足額で、累計の欄は令和 9 年度を起点とした不足額の累計となっている。現行の額から令和 9 年度に何% 使用料を増額したら、不足額がいくらになるのかを記載している。変更前は令和 9 年度に 15% を改定すれば、不足額の累計が令和 14 年度には黒字化していたが、直近の見込みでは 16% 改定しなければ黒字化しないという結果になった。一番右側の表は令和 12 年度から 14 年度の単年度と累計額両方の赤字を解消するためには、令和 12 年度に何% 改定するのか示した表になる。前回の審議会資料の数値は誤りで低めの率を表示していたが、この度、積算し直した後の数字では、令和 9 年度に 15% とした場合は令和 12 年度は 16% という見込みになっている。

令和 9 年度の改定幅の案としては、15% である。令和 14 年度の不足額の累計を見れば 16% の方が望ましいが、今後の実績によっても変わってくることにもなるため、今後の経営努力により改善を目指すものと考える。また、15% よりも低いと、令和 12 年度から途端に単年度で財源不足となり、後年度の不足額が大きくなってしまう、将来の使用者の負担が大きくなる。

資料 R7-21 は、令和 9 年度に 15% の増額改定を行った場合の今後の財政見通しについて試算したもの。各年度の棒グラフの青い方が収益的収入、赤い方が収益的支出であり、令和 9 年度に 15% 改定すると収入の方が多くなり、純利益が出るが、その後改定がなければ、令和 13 年度には支出の方が多くなり、純損

失が生じ、その後赤字幅はだんだん大きくなっていく。

資本的収支については、不足額は内部留保内部留保などの補填財源で全て補てんできる見込みとなっている。収益的収入の表の額は、使用料対象経費以外に特別損失などの費用が加わるため、純利益（損失）額は、資料 R7-18 とは異なった数値となっている。また、円単位を千円単位にまるめた関係で差し引きが 1 千円合わない部分もある。①収益に対し、②費用の方が大きくなると、マイナスになり③が純損失となる。そうなると、繰越利益剰余金（過去の収益的収支で生じた利益を積み立てたもの）で穴埋めをすることになり、純損失が続くとそれが減っていく。そしてそれが枯渇するのが、使用料改定をしない場合は令和 13 年度になるが、15%改定した場合は令和 19 年度まで伸びるということになる。

15%の改定というのが高いという意見もあるが、本市の下水道施設は使用開始から 50 年が経過しており、管渠の方も順次更新をしていかなければならず、また、耐震化など災害に備えた対策も必要となってきている中で、物価上昇や人口減少の問題もあり、それらを見越して将来にわたり、安定的な下水道事業を継続するため、ある程度の改定が必要となると考えている。

議題 4 使用料の試算について

（事務局）※「使用料の試算について 資料 R7-22、R7-23」にて説明
資料 R7-22「下水道使用料改定シミュレーション」及び資料 R7-23「シミュレーション CASE 1～3 の改定内容及び説明」をもとに、使用料を 15%改定した場合の試算として 3 つのケースを説明した。

- ケース 1～3 共通の条件として、使用料改定による収納率の低下及び節水意識の向上による収入額の減少は考慮していないこと並びに、令和 6 年度実績を基にした試算であることを説明。
- ケース 1 については、水量区分ごとの改定率がほぼ一定であること、少量使用者と大量使用者の改定率が抑えられていることを説明。
- ケース 2 については、50～90 m³の改定率が他のケースに比べて低いこと、大量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、節水によって低層の水量区分に移りやすいことを説明。
- ケース 3 については、少量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、幅広い使用者に負担を求めるため、節水等による使用水量の増減の影響を受けにくいことを説明。

議題5 米子市生活排水対策方針について

（事務局）※「米子市生活排水対策方針（草案）資料R7-24」にて説明

令和5年度の生活排水対策方針の見直しに伴い、令和6年度の「第1回米子市下水道事業運営審議会」（令和6年8月22日開催）で審議会委員に対し、方針見直しの経緯のほか、見直しにかかる住民等からの意見・要望、それに対する本市の考え方等について報告を行っている。

今回の審議会では、方針見直しに伴う生活排水対策方針の改定概要（案）について、改定草案をもとに以下のとおり説明を行った。

【説明概要】

①改定に至った経緯（1ページ）

令和5年度に生活排水対策を「公共下水道の計画区域を縮小し、整備に期間を要する区域は合併処理浄化槽の普及促進を主体とした排水対策」へ移行するに決定したことや、方針見直しの経緯等を説明した。

②本方針の位置付け（2ページ）

本市の関連計画等、国県の関連構想ならびに関係法令等との本方針の位置関係を明確化にしたことを説明。

③本市の生活排水処理施設（3ページ）

生活排水処理施設の定義や処理方式の概要等を説明。

④生活排水対策の状況と課題等について（5ページから12ページ）

各生活排水処理施設における普及状況や整備状況、課題等を説明。

⑤今後の生活排水対策方針について（13ページから17ページ）

前項④を踏まえ、各生活排水処理施設の今後の方針を以下のとおり定めることを説明。

○方針の基本的な考え方として、「概成後における汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上」と「老朽化対策や災害対応など、安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進」とする。

○「方針の基本的な考え方」に基づく、各生活排水処理施設における今後の対策方針を説明

⑥今後の事業運営の方向性について（17ページ）

今後の事業を取り巻く社会情勢等を踏まえ、持続可能な下水道事業の運営向けた方策等について、経営の視点から記述したことを説明。

2 質疑応答

[議題1 第2回審議会概要について]

・・・異議なし・・・

[議題2 令和6年度下水道事業会計決算状況について]

(委員)

職員数9名減の分母を伺う。

(事務局)

会計年度任用職員数を含む職員数は、令和5年度の57名から令和6年度は47名となり、10名減少している。その内訳は、収益的収支で9名減、資本的収支で1名減である。

[議題3 下水道事業の財政見通しについて]

(委員)

資料R7-21に記載のとおり、令和9年に使用料を15%改定することで、収益的収支が、令和20年には約66億円まで緩やかに増加していく要因について伺う。

(事務局)

使用料収入は減少と見込んでいるものの、建設改良による資産の増加に伴い、一般会計からの繰入額が増加すると見込んでいる。

(委員)

資料R7-20では、令和9年に使用料を15%改定し、その利益を令和13年以降に取り崩す形となり、令和14年にはマイナスに転じるイメージであると認識している。目標とする繰越利益剰余金額について伺う。

(事務局)

米子市下水道事業では、事故等が発生した場合に対応できる額として、約3億円を見込んでいる。したがって、繰越利益剰余金の目標額は概ね3億円としている。

(委員)

資料 R 7-20 では、令和 9 年に使用料を改定し、さらに令和 12 年にも使用料を改定するという考え方について、その改定率と併せて伺う。

(事務局)

令和 9 年に使用料を改定したうえで、累積不足額および単年度赤字を解消するため、令和 12 年に必要となる使用料改定率を示している。

(委員)

資料 R 7-20 では、現在の見込みとして、令和 9 年度に使用料を 15% 改定し、令和 12 年度に 16% 改定するのが望ましいと理解してよいか。

(事務局)

おっしゃるとおり。

(委員)

将来の見通しとして、今後も 3 年ごとに 15% から 16% 程度の使用料改定が継続して必要となる、という理解でよいか伺う。

(事務局)

将来の見通しが不透明であることから、直近の 3 年間ごとに使用料改定の実施を含め、審議していただくことが望ましいと考えている。

(委員)

財政見通しにウォーターPPP に係るものは反映されているか伺う。

(事務局)

将来計画であるウォーターPPP に係るものは反映されていない。

(委員)

ウォーターPPP が始まる時期は。

(事務局)

令和 11 年実施を予定している。

(委員)

ウォーターPPP を導入すると事業に対し明るい展望となるか伺う。

(事務局)

令和 11 年に導入予定のウォーターPPP では、処理場の管理業務に加え、管路の維持管理についても民間企業へ委託することとしている。建設改良費については、10 年間の計画の中からウォーターPPP 事業に振り替えて委託するため、大幅な増加にはならない見込みである。一方で、全国的な事例を踏まえると、維持管理費が増加する要因になると分析している。

[議題4 使用料の試算について]

(委員)

米子市においても、2か月 40 m³の使用が標準モデルであるのか伺う。

(事務局)

資料 R7-22 裏面、使用水量構成から、2か月 40 m³前後の使用層が標準モデルであると考える。

(委員)

使用料シミュレーション CASE 1～3において、どの使用層に改定分を多く負担してもらうかが大きな問題点となる。どのパターンを選択しても納付書発行等の必要経費に変更があるか伺う。

(事務局)

使用料の改定のみで、納付書発行等の必要経費の増は発生しない。料金システムの改修は必要であるが、現在の料金システムが使用料改定に対応可能であるため、新たな経費は発生しないと考える。

(委員)

使用量が 0 m³の件数が多いが、空き家であるとの理解でよいか伺う。

(事務局)

普段は管理程度の使用にとどまり、帰省時のみ水を使用する空き家物件が主である。

(事務局)

本日は、使用料を 15% 改定することについて概ねご了解をいただいたものと考えている。本日提示したシミュレーション以外にご意見があれば、改めて対応したい。

(委員)

次回審議会でのグラフ等を用いた図解説明について、スクリーンなどを使用してわかりやすく説明していただきたい。また、使用料の改定については、15%の値上げを前提とするのではなく、条件的・段階的な改定も含めて議論いただきたい。

[議題5 米子市生活対策方針について]

(委員)

資料15ページの図13、流通地区は、どちらに施設統合されるか伺う。

(事務局)

淀江処理区に統合予定である。

(委員)

農業集落排水事業と一般公共下水事業のスタートが一緒ではない理由を伺う。

(事務局)

農業集落排水事業は、一般公共下水事業に比べて導入がかなり遅れた。その理由として、平成初期のウルグアイ・ラウンド交渉におけるアメリカとの政治的背景が大きく影響している。同事業は、農村集落の生活環境の向上を目的として開始されたものであり、このような経緯から一般公共下水事業と同時にスタートすることにはならなかつた。

(委員)

料金体系の違いを伺う。

(事務局)

現在の料金体系は、同じである。

(委員)

17ページの下から8行目、米子市の普及促進策である合併処理浄化槽の個人設置(公共関与型)の他都市での状況を伺う。

(事務局)

合併処理浄化槽の公共関与型については、主に町村部で実施されている。米子市においては、令和6年7月議会で当該方針について説明を行った。米子市における設置後の管理主体は、個人となるが、米子市は切替や設置に係る補助を行うほか、維持管理費の補助についても現在検討中である。このような取組により、米子市は合併処理浄化槽の個人設置を推進している。

3 その他（事務連絡）

（事務局）

次回、第4回米子市下水道事業運営審議会は令和7年12月19日（金）に午後3時からの開催を予定する。